

民法(債権法)改正の概要と 契約・債権管理への見直しポイント

～いよいよ施行の改正法を総論編と各論編で分かりやすく学ぶ～
～契約／債権管理担当者として押さえておきたい実務対策～

開催要領

日 時 2019年4月12日(金) 13:00~17:00

会 場 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

講師紹介 青山学院大学大学院法務研究科(法科大学院) 教授

弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック 弁護士 浜辺 陽一郎 氏

〔浜辺陽一郎氏ご略歴〕弁護士。青山学院大学法務研究科教授。1984年司法試験合格。1985年慶應義塾大学法学部卒業。1987年弁護士登録。1995年米国ニューヨーク州弁護士登録。都内の涉外法律事務所等を経て、現在、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックにおいて企業法務を中心とした弁護士業務に携わる。主な著書に「スピード解説 民法＜債権法＞改正がわかる本」「民法大改正ビジネス・生活はどう変わる?」「英文国際取引契約書の書き方」「執行役員制度第5版」「図解 コンプライアンス経営」「現代国際ビジネス法」「経営力アップのための企業法務入門」など多数。

<受講者特典:当日、テキストとして、講師著『図解でわかる新民法[債権法]』(清文社)を配付します>



ご参加頂きたい方

法務部門・経理部門・営業管理部門等に所属され、民法改正に伴う契約・債権管理の影響について学びたい方

■受講料: 1名(税込み、テキスト代 含む)

正会員	32,400円(本体価格 30,000円)
一般	35,640円(本体価格 33,000円)

■参加要領

当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間前~10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

- * 正会員登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページをご確認いただけます。
(セミナー・会員研究会→[よくあるご質問])
- * お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- * 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせて頂く場合もございますので、予めご了承ください。
- * 申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

■お申込・お問い合わせ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局
担当/鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp
TEL:03-5215-3513 FAX:03-5215-0951
東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR麹町ビル2F

当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

企業研究会 セミナー 検索 

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

191009 - 0303		民法(債権法)改正の概要と契約・債権管理の見直し	
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-mail			
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-mail			

4月 12日
(金)

13:00

○総論編 ~施行迫る!民法(債権法)改正の意義~

現代化? グローバリゼーションへの対応は不十分だが・・・。
施行スケジュールと経過規定
債権法改正の目玉(消滅時効、保証制度など)を概観

わかりやすい民法にはならなかった。
当然の原理・原則、定義を補う
やや不明確な部分を明確化した意義
規律を改める 表現が変わり、実質的にどこまで変わったかも微妙
判例法理の明文化 実質は大きく変わらないはず
アナウンス効果? 条文の数は増加して一応の条文ができた

○各論編

途中
休憩タイム
あり

1. 保証や根保証
 - (1) 個人保証人の保護 (2) その適用範囲と効果 (3) 保証人の求償権
2. 多数当事者の債権関係
 - (1) 連帯債務 (2) 連帯債権 (3) 不可分債権 (4) 不可分債務
3. 消滅時効
 - (1) 原則 ・ 消滅時効は原則5年(短期消滅時効の廃止)
(2) 主觀的起算点と客觀的起算点
(3) 各種の例外 (4) 時効障害としての時効の完成猶予と時効の更新
4. 法定利息を含む債権の目的
5. 責任財産の保全制度
 - (1) 債権者代位権 (2) 詐害行為取消権
6. 定型約款の規律
 - 殊更に実務を変更するものではないが・・・
* 約款の合理性確保 * 約款の内容に対する暗黙の期待を確保
7. 債務不履行等に関する規律
 - 相当因果関係論 これまでの解釈論で対応
債務不履行の過失責任主義は維持
8. 売買契約の改正
 - (1) 売主の担保責任 (2) 危険の移転
9. 各種の典型契約
 - (1) 貸貸借契約 ~ 敷金の規律の意義は (2) 要物契約から諾成契約へ
10. その他
 - (1) 意思能力を欠いた意思表示の無効 (2) 錯誤
(3) 代理 (4) 債権譲渡 (5) 債権の消滅
(6) 第三者のためにする契約 (7) 契約上の地位の移転も明文化
(8) 有価証券法理の整理 (9) その他

まとめ: 改正法案の留意点 ~わかりにくい民法の諸問題~

17:00

1. なるべく現行法を維持しながらの微妙な改正
2. 任意法規と強行法規
3. 立証責任の分配への配慮
4. 消滅時効と時効でない失権効などの期間制限

講 師 青山学院大学法務研究科 教 授
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック 弁護士 浜辺 陽一郎 氏